ロ　特例対象個人が、認定住宅等の新築取得等をして令和八年から令和十二年までの間に居住の用に供した場合（ハの適用を受ける場合を除く。）の借入限度額を次のとおりとして本特例の適用ができる。

⑴　認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和八年～令和十二年	五千万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		四千五百万円
エネルギー消費性能向上住宅	令和八年・令和九年	三千万円
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和十年～令和十二年	

⑵　既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和八年～令和十二年	四千五百万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		三千万円

ハ　特例買取再販住宅の取得、特例既存住宅の取得、特例増改築等及び特例認定住宅等の新築取得等についても、本特例の適用ができる。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える年については、適用しない。

ニ　個人が対象外エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和十年一月一日以後にその居住の用に供した場合には、本特例の適用ができず、個人が対象エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象エネルギー消費性能向上住宅を同日以後にその居住の用に供した場合には、認定住宅等の新築等に係る措置は適用できない。

ホ　個人が災害危険区域等内において、一定の居住用家屋等の新築（特定建替えを除く。）をし、又は当該居住用家屋等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合における当該居住用家屋等を令和十年一月一日以後にその居住の用に供したときは、本特例の適用ができない。ただし、当該居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、この限りでない。

ヘ　二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

⑱　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を廃止する。（改正前第四十一条の三の二関係）

⑲　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長する。（第四十一条の五関係）

⑳　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長する。（第四十一条の五の二関係）

㉑　母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受けていた者のうち一定の者に対して給付される一定の給付金については、所得税を課さない。（第四十一条の八関係）

㉒　先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、特定暗号資産に係るデリバティブ取引の差金等決済に係る雑所得等を加える。（第四十一条の十四関係）

㉓　公的年金等控除の最低控除額等の特例について、基礎控除の控除額の引上げに伴い、六十五歳以上である居住者が支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。（第四十一条の十五の三関係）

㉔　年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を一年延長する。（第四十一条の十五の五関係）

㉕　令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十六の二関係）

イ　居住者のその年分の合計所得金額が六百五十五万円（令和十年分以後の各年分にあっては、百三十二万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑴　令和八年分及び令和九年分　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ａ　その居住者のその年分の合計所得金額が四百八十九万円以下である場合　四十二万円

ｂ　その居住者のその年分の合計所得金額が四百八十九万円を超える場合　五万円

⑵　令和十年分以後の各年分　三十七万円

ロ　イの措置に伴い、令和九年における公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行う。

㉖　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十七関係）

イ　本特例のうち、⑴に掲げる特定一般用医薬品等購入費に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、⑵に掲げる特定一般用医薬品等購入費に係る部分はその適用期限を五年延長する。

⑴　その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として一定のものである一般用医薬品等（薬局製造販売医薬品を除く。）に係る特定一般用医薬品等購入費

⑵　⑴に掲げる特定一般用医薬品等購入費以外の特定一般用医薬品等購入費

ロ　本特例の対象となる医薬品の範囲に、次に掲げる医薬品を加える。

⑴　体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のもの

⑵　次に掲げる医薬品である薬局製造販売医薬品

ａ　その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として一定のもの